

仕 様 書

本仕様書は、大阪市こども青少年局が委託するあいりん児童健全育成事業業務について適用するものとする。

1 事業の名称

あいりん児童健全育成事業業務委託（長期継続）

2 目的

あいりん地域及びその周辺の児童に、健全な遊びと活動の拠点を与えるとともに、児童及びその保護者に必要な相談、助言及び指導等の支援を包括的に行うことにより、児童を健全に育成し、児童の健康を増進し、及び児童の情操を豊かにすることを目的とする。

3 対象者

原則としてあいりん地域及びその周辺に居住する18歳までの児童とその保護者とする。

4 事業内容

実施場所において、「3 対象者」に対する支援拠点を「5 実施場所」に開設し、以下の業務を行う。

（1）児童健全育成事業

保護者の傷病、入院、災害、事故、労働、職業訓練、就学、育児疲れ、放任等の理由により、支援が必要となる児童等に、事業実施場所においてその居場所を提供し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第39条（遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項）に準ずる遊びの指導、生活指導、学習の支援、食事の提供及び課外活動の提供並びに必要に応じた児童への送迎支援を行う。

（2）児童及びその保護者に対する相談援助

児童の家庭訪問及び地域の巡回相談を行い、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な指導、助言を行う。

※ 本業務の実施にあたっては、令和8年1月公告のあいりん児童健全育成事業公募型プロポーザルにおいて提案された事業実施計画書に基づき、地域の関係機関とも連携しながら下記の点を踏まえて実施すること。

（ア）○○について

.....

（イ）○○について

.....

プロポーザルにおいて提案された
内容を仕様書に明記します。

(ウ) ○○について

.....

5 実施場所

所在地 大阪市西成区花園北2丁目16番26号
名 称 もと弘治小学校（別図のとおり）
面 積 職員室（97.46 m²）及び校長室（31.81 m²） 合計 129.27 m²

6 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

7 開設日時

週6日以上とし、平日は1日6時間以上、かつ、午後6時を超えて開所すること。
土日や夏休み期間中は、1日8時間以上、かつ、午前中から開所すること。

(1) 開設曜日

...

(2) 開設時間

...

上記条件を踏まえ、プロポーザルにおいて提案された
内容を明記します。

8 職員配置

以下のア～エのとおり、支援員その他の直接児童の処遇に当たる職員（以下、「事業担当職員」という）を「5. 実施場所」に配置すること。

- ア 事業担当職員のうち1人以上は常勤職員とすること。
- イ 利用児童がいる時間帯については、2人以上の事業担当職員を配置する。
- ウ 事業担当職員のなかから他の支援員の指導及び調整並びに関係機関との連携等を行う管理者1名を置く。
- エ 事業担当職員のうち1人以上は次の各号のいずれかに掲げる者とする。
 - (ア) 設備運営基準第43条第1項各号のいずれかに該当する児童指導員
 - (イ) 保育士
 - (ウ) 社会福祉士
 - (エ) 精神保健福祉士
 - (オ) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
 - (カ) 児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者
 - (キ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの

9 実績報告

受注者は、実施状況を四半期毎に集計し、あいりん児童健全育成事業実施状況報告書（様式第1号）にて、速やかに提出すること。また年間事業実績及び収支報告書については、あいりん児童健全育成事業実績報告書（様式第2号）及びあいりん児童健全育成収支報告書（様式第3号）にて報告すること。

10 実施場所の維持管理等について

- (1) 発注者は、実施場所を無償で受注者に利用させるものとし、受注者は、善良なる管理者の注意をもって、実施場所を維持管理しなければならず、当該経費は受注者の負担とする。
- (2) 実施場所のある施設（以下「当該施設」という。）は教育委員会事務局所管の生活指導サポートセンターとの複合施設であるため、各々が共同で利用する部分（以下「共用部分」という。）の利用にあたっては、実施場所の利用と同様に、善良なる管理者の注意をもって維持管理すること。
- (3) 受注者が日常的に利用できる共用部分は、玄関から西校舎1階のトイレまでの廊下、西校舎1階のトイレ及び運動場とし、受注者はこれら以外の場所に利用児童が濫りに立ち入らないようにすること。
- (4) 共用部分のうち、西校舎1階のトイレについては、受注者が清掃等の日常的な維持管理を行うこととし、当該経費は受注者の負担とする。
- (5) 共用部分のうち運動場については、他の利用に供していない場合に限り受注者が利用することができる。
- (6) 共用部分の管理にかかる業務のうち別表に定める業務については発注者が実施し、当該経費は発注者が負担する。ただし、発注者が当該業務を実施する際には、受注者は、立会いや利用者の調整等必要な対応を行うこと。
- (7) 光熱水費について
 - (ア) 受注者は、当該施設全体でかかった電気、ガスの使用料金のそれぞれ20%に相当する額を負担すること。ただし、受注者が負担する額の算定にあたっては、3月分に相当する期間の額は、前年の3月分の額と同額とする。
 - (イ) 受注者は、実施場所の水道使用料金として、19,536円（年額）を負担すること。
- (8) 受注者は、実施場所の修繕、模様替え、その他原形を変更しようとする行為をしようとするときは事前に書面をもって発注者の承認を受けること。
- (9) 受注者は、実施場所及び共用部分について、管理上問題が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。
- (10) 受注者は、実施場所を、本事業の実施以外の用に供してはならない。
- (11) 受注者は、実施場所が滅失又は毀損若しくは第三者に占拠されたときは、ただちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (12) 受注者に帰すべき事由により実施場所が滅失又は毀損若しくは第三者に占拠され

たときは、受注者は発注者の指示に従い自己の負担においてこれを原状に復旧しなければならない。

- (13) 次のいずれかに該当するときは、発注者と受注者双方協議の上、新たな実施場所等について決定するものとする。
 - (ア) 発注者及び受注者が、実施場所を変更する必要があると認めるとき
 - (イ) 大阪市が、実施場所を公用又は公共用のために必要とするとき
- (14) 契約期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたとき、受注者は発注者の指示するところに従い、自己の費用をもって実施場所を原状に回復し、発注者及び受注者立会いのもとで発注者に引継ぎしなければならない。
- (15) 受注者が、前項に定める発注者への引継ぎを行わないとき、発注者は、受注者に代わって原状に回復する。ただし、それに要した経費は受注者が負担すること。
- (16) 前各項に定めのない事項については、関係法令の定めるところによるもののほか、発注者及び受注者双方で協議のうえ処理するものとする。

11 再委託について

- (1) あいりん児童健全育成事業委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 児童及びその保護者に対する指導、相談及び援助等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

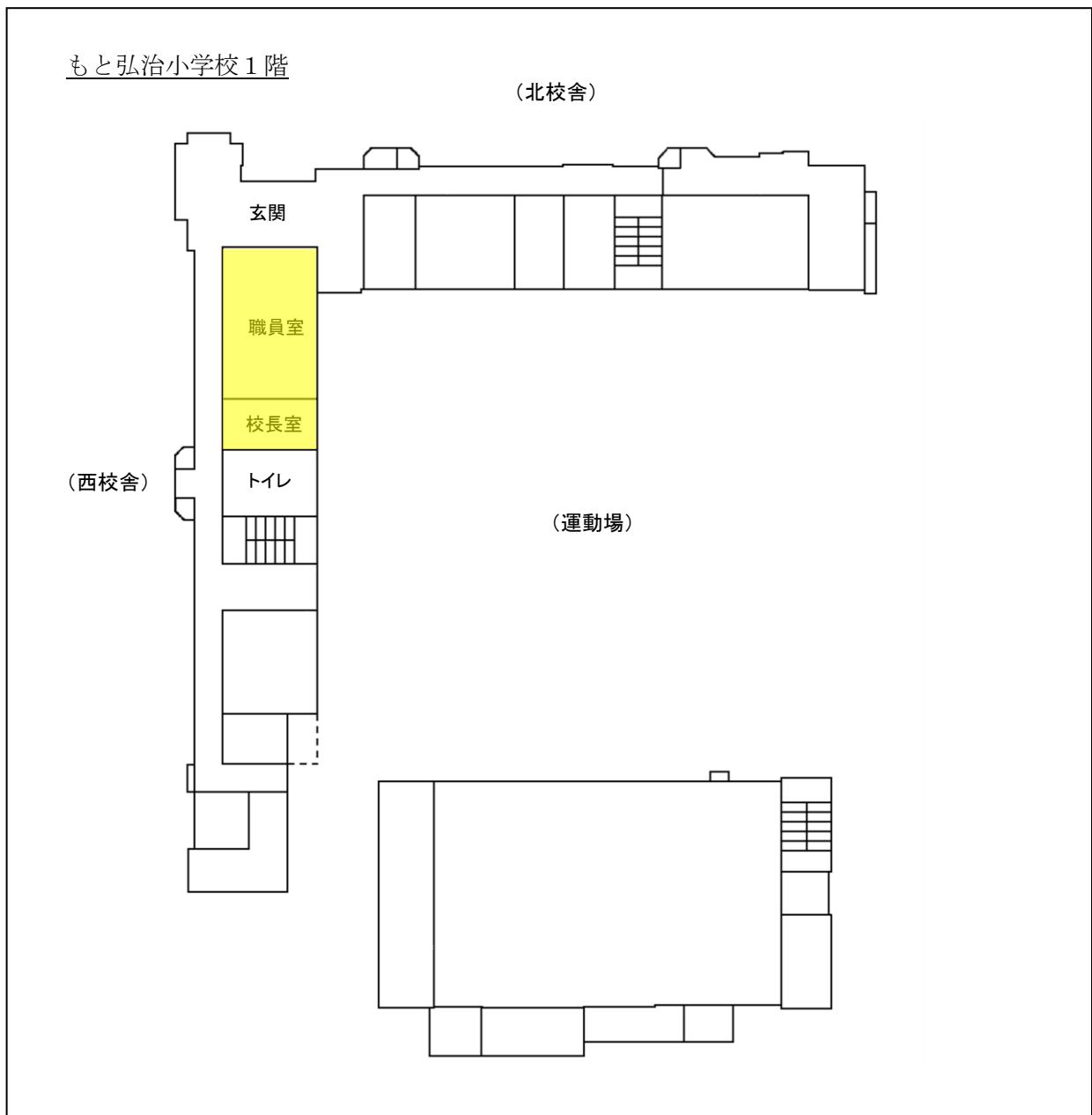
12 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は、「（別紙）障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修報告書」にて本市に報告書を提出すること。

13 その他

本仕様書に定めのない事項については双方協議のうえ、定めるものとする。

（別図）



(別表)

発注者が実施し、経費を負担する共用部分の管理にかかる業務
貯水槽の清掃、機械警備、ごみ処理、受変電設備保守点検、消防設備点検、空調設備保守点検、特殊建築物等定期検査、敷地管理(駐輪場、植栽剪定・消毒施肥等)、害虫駆除、空気測定、当該施設周辺及び共用部分の清掃(ただし、西校舎1階トイレは除く)、建物修繕・施設改修、耐震改修等施設の根幹に関わる工事

**障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書**

1 事業者名等

事業者名	
担当者名	
連絡先	

2 研修内容

月　日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)